

# ファイト! ぐんま 尾瀬国体

第1部 選手団激励会

平成18年2月19日~22日

第2部 スキー映画のタベ



PHOTO

尾瀬国体総決起大会（選手団激励会）

## CONTENTS

条例改正・決 算	2
調 査・質 疑	3
一 般 質 問 他	4
一 般 質 問	5
議 会 活 動 日 誌	6

# 片品村 議会だより

平成17年11月28日発行

第106号

## 陳情審査結果一覧表

9月定例会において各常任委員会に付託され審議された陳情は、下記のとおり決定しました。

受理年月日	件名及び要件	陳情者	付託委員会	審査結果
平成17年6月28日	「新しい教科書をつくる会」の教科書を探査しないことを求める要望書	憲法改悪阻止群馬県各界連絡会議	議員配布	
平成17年6月28日	義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に関する意見書の提出についての陳情	群馬県教職員組合執行委員長	議員配布	
平成17年8月4日	平和行政推進に向けた要請書	日本青年学生平和友好祭群馬県実行委員会 実行委員長	議員配布	
平成17年8月19日	障害福祉計画策定に関する意見・要望書	利根沼田聴覚障害者協会委員長	民生観光	継続

### ◆議員派遣報告

平成十七年八月十七日、片品村、川場村、昭和村の各議会議員の研修会が昭和村役場で開催されました。自主自立を決めた三村として活発で有意義な意見交換ができました。

また、八月二十二日には恒例の檜枝岐村との交流会を行い、国道四〇一号線の延長等について関係機関への働きかけを強めていくことで意見が一致いたしました。

◆片品村行政手続き条例の一部を改正する条例について

行政手続き上の書類について電磁的記録を利用し、作成及び提出できるよう片品村行政手続き条例の一部が改正されました。

## 平成16年度 決算を認定

9月の定例会において、平成16年度の一般会計及び特別会計の決算が認定されました。監査委員から次の報告がありました。

### ●一般会計について

歳入歳差し引き1億1,922万円余りが翌年度に繰り越されました。村債として3億3,800万円と基金から繰入金が3億2,585万円ほど出ており、諸事業費に充てられております。16年度末の起債現在高は35億664万円余りであり、3月末の基金現在高は8億8,228万円余りとなっております。

財政運営について、村税の未納額が約5億9,780万円となっていますので、滞納整理等に努めていただきたい。また、地方交付税については17億7,105万円で、前年度より1億1,755万円余り減少しておりますが、歳入総額の44.1%を占めています。

### 歳入決算額(一般会計)

(単位:万円・%)

	項目	決算額	構成比	前年比
自主財源 34%	村 税	5億9,652	14.9	94.0
	繰 入 金	3億2,585	8.1	151.7
	繰 越 金	1億2,369	3.1	127.0
	諸 収 入	1億5,461	3.9	91.7
	負担金手数料他	1億5,527	3.9	119.1
依存財源 66%	地 方 交 付 税	17億7,105	44.1	93.8
	村 債	3億3,800	8.4	58.2
	国・県支 出 金	3億3,139	8.3	71.3
	地 方 譲 与 税 等	2億1,925	5.5	113.2

### 歳出決算額(一般会計)

(単位:万円・%)

項目	決算額	構成比	前年比
議 会 費	8,219	2.1	95.2
総 務 費	5億4,764	14.1	81.2
民 生 費	5億4,446	14.0	108.1
衛 生 費	4億4,687	11.5	108.8
労 働 費	7	0.0	87.5
農林水産業費	3億7,998	9.8	68.8
商 工 費	1億3,470	3.5	107.7
土 木 費	3億5,057	9.0	135.2
消 防 費	1億3,221	3.4	95.6
教 育 費	5億2,404	13.4	76.1
災 害 復 旧 費	1	0.0	100.0
公 債 費	5億3,357	13.7	90.1
諸 支 出	2億2,010	5.6	100.0



### ◆群馬県市町村総務組合の規約変更について

十月一日の町村合併によりまして、月夜野町、水上町、新治村がみなみ町に上り、また、水上月夜野新に上り、町村合併により、それ合併により、規約変更するものです。





の建設事業に着手するよう努力したいと考えています。

村道等公共用地の所有権移転登記は、主要村道を中心と現在も進めていますが、登記が済んでいない用地もあります。理由は、境界立会いができず境界確定ができない土地や所有者の相続登記ができない土地、抵当権設定が解除できないなどで登記ができない場所であります。

また、村で気がつかない木登記箇所もあると思いまして、その都度連絡をいたければありがたいと思います。今後も所有者と連絡を取りながら登記できるように推進したいと考えています。

県道平川横塚線の改良整備事業の幡谷橋の架け替えと取り付け道路建設事業は、現在群馬県で、用地交渉を進めていまして、用地交渉は平成十七年、十八年度で行う予定です。幡谷橋の架け替えと取り付け道路建設事業の着工は十八年度から一部着工を予定しています。次に、川場村地内の背峰

行動すべきとの件であります

とすが、平成十七年度の、

国道一二〇号線整備改良促進期成同盟会総会の際、群馬県、沼田市、片品村の関係者で現地調査を実施し、さらに利根地方総合開発協会で、利根沼田地域の要望として、群馬県に陳情を実施しています。

次に、金精峠の年間通行早期実現は、沼田土木事務所が日光土木事務所と協議していまして、現在の道路

路線では、気象条件があまりにも厳しく、現時点では年間通行は難しい状況になります。さらに群馬県に早期に年間通行ができるよう協議を重ねていきたいと考えています。

次に、国道四〇一号線の車道未開通区間建設事業で、国、県に行動を起こすべきという件は、国道四〇一号改修整備促進期成同盟会が改修整備促進期成同盟会が群馬県、福島県の関係市町で結成されていまして福島県会津高田町が事務局です。毎年、国の関係機関や関東地方整備局に陳情を行なっています。

次に、前村長梅澤羊太氏前助役の星野旭氏前助役の桑原紹次氏の三氏であります。この内の二者は平成八年四月に就任し、同四月に偶然に金融機関に収入役の星野旭氏前助役の三役はなぜ速やかにこの事件があることを議会に報告があり初めて知ったとされているが三役はなぜ速やかにこの問題であると想われる。この時に二役に報告がありましたが、川場村とも連携を取りながら状況を見ていきたいと考えています。

国道一二〇号線改良整備事業の推進バイパス建設早期実現に片品村も積極的に協議を続いている状況です。

解し、平成十四年十月に処理した経緯がある。金融機関の件はこの件と同様に考

えて、もし仮に支払うことになつてもあまり問題がないと安易な気持ちでいたと

してある。これは前助役星野旭氏の発言だと聞いています。

◆公金損失の対応について



## 一般質問

質問（星長命議員）

◆公金損失の対応について

當時は十億円の保証債務事件の最中に元村長星野明男氏他の方の念書が金融機関より知らされ前村長梅澤氏の三役で知つたのであるから、このときこの事件のことはなお慎重に対応し、少しだけも村が損害をしないよう解決策があつたはず。ただし延ばしをして分からなければそのまま隠すと言つても過言ではないと思います。

一般的に行政執行を考えるなら事務は適正に処理され、公金は適正に執行されこそ正常であると思われることで、行為が個人の利益のためにされたものでないと言ふことであれば結果責任は問われないという考え方であります。

弁護士も片品村が全面的に敗訴することはないといふ意見や十億円に関する和解の例から今回の件については、同様の解決が見込まれる。今回の件は村長はどうに解決するのか伺いたい。

まず、住民からの監査請求もあり議会でも特別委員会を設置していただき、協議をしてきました。さらに金融機関と話し合いを行い相殺金額の返還を求めてましめたが、応じてもらえないでした。議会で調停申立ての提起について議決いただき弁護士に依頼して調停を進めまして、先日の全員協議会に弁護士に出席をいたしました。議会で調停申立ての提起について議決いただ

きが済んだかもしれないが、思われる。いくら急ぎ契約のときまた直接の当事者でなかつたとしても行政の怠慢も甚だしかつたのではないか。このようなことはどうに損失の回復をし、どのように責任を取らせるのが二度とないような体制づくりに努力したい思います。

また、前村長梅澤羊太氏の在職中に片品村の貸主で、貸付金五、八五九万三千六円の借用者名も住所も信函からの借入で十億円にわざ架空の貸付書である。

なぜ公文書偽造までして、誰が何のためにこれを作成していたのか調べてありますか。またこの件に直接関係した方がどのように謝罪をしましたか。

歳計現金特別調査委員会の調査結果で事務処理の不適正さなどの問題があるもの、行為が個人の利益のためにされたものではないことなどから思慮すべきところもあるとしている。

ようにお考えなのか伺いたい。

答弁（村長）

金融機関との損失補償による片品村の預金が相殺された関係についてこの件は平成七年にさかのぼる関係であり、昨年四月に事實を確認してから事務関係などを調査して、議会全員協議会や群馬県に状況を報告し指導を受けました。

